

## 解体工事業登録申請等手続きのご案内（令和3年7月版）

### 1 登録とは

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」といいます。）の定めにより、平成13年5月から、解体工事業を営もうとする者は、解体工事業を行おうとする区域を管轄する知事の登録を受けなければなりません\*1。

この登録は、建設業の許可を必要としない軽微な工事（請負金額が、建築一式工事の場合は1,500万円未満、それ以外の工事については500万円未満の工事）に該当する解体工事業を請け負おうとする場合に、解体工事業を行おうとする区域内の営業所の有無にかかわらず必要となります。

（ただし、建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」\*2のいずれかの許可を受けている者は登録は不要です。）

また、登録にあたっては、技術管理者が選任されていることが必要です。

### 2 登録を受けるための要件

(1) 5～6ページの基準を満たす技術管理者（解体工事における施工の技術上の管理をつかさどる者）を選任していること。

(2) 次の事項に該当していないこと。

① 申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があること又は重要な事実の記載が欠けていること

② 建設リサイクル法第24条第1項に規定されている欠格要件

ア 解体工事業の登録を取り消された日から2年を経過していない者

（解体工事業者が法人である場合には、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者を含む。）

イ 都道府県知事により事業停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない者

ウ 建設リサイクル法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

オ 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人がアからエまで及びカに該当する者

カ 法人でその役員のうちアからエまで該当する者があるもの

キ 暴力団員等（エに該当する者）がその事業活動を支配する者

### 3 登録申請手数料

いずれも、三重県収入証紙で納付してください\*3。

(1) 新規 33,000円

(2) 更新 26,000円

\*1 登録を受けずに解体工事業を営んだ場合等においては、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が課されます。

\*2 平成28年5月31日までは、建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、「とび・土工事業」のいずれかの許可を受けている者は登録は不要でしたが、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日法律第55号）の公布により、平成28年6月1日以降は「とび・土工事業」の許可を受けていても、解体工事業の登録が必要になりました（「土木工事業」、「建築工事業」のいずれかの許可を受けている者は、平成28年6月1日以降であっても、従前のおり解体工事業の登録は不要です）。

\*3 三重県収入証紙の購入は、百五銀行、三十三銀行等で可能です。詳しくは三重県出納局のホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm>）をご覧ください。

#### 4 登録申請手続き

解体工事業を営もうとする者は、以下の手続きが必要となります。

- 1) 解体工事業者登録申請書 【別記様式第1号】  
(登録の更新を申請する場合も同様です。)

##### 添付書類

- ①誓約書 ※1 【別記様式第2号】
- ②技術管理者が基準に適合することを証する書面 ※2  
(実務経験による場合には【別記様式第3号】を用いること。)
- ③登録申請者の調書 ※3 【別記様式第4号】
- ④登録申請者が法人の場合は履歴事項全部証明書  
登録申請者が個人の場合は住民票の抄本等 ※4
- ⑤登録申請者が法人の場合はその役員等、登録申請者が未成年者である場合はその法定代理人(法人の場合は、履歴事項全部証明書及びその役員等の住民票の抄本等)の住民票の抄本等  
※4、5
- ⑥技術管理者の住民票の抄本等 ※4、6

※1) 申請者が未成年者である場合には法定代理人の併記が必要です。

※2) 詳細については、5～6ページを参照してください。

※3) 申請者が法人である場合にあっては、法人自体の調書及び役員全員の調書(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者の他、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分5以上に相当する出資をしている者を含む)が必要です。

また、申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人(法人の場合は、法人自体の調書及び役員全員の調書)の調書も必要です。

※4) 住民票の抄本に代わる書面として、在留カード、特別永住者証明書等の写しも可。

※5) 申請者が法人である場合にあっては、役員等のうち相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分5以上に相当する出資をしている者の住民票の抄本等の提出は不要です。

※6) 申請者が個人の場合で技術管理者を兼ねる場合、あるいは、申請者が法人の場合でその役員等が技術管理者を兼ねる場合、④または⑤にて住民票の抄本等を提出している場合は、省略可とします。

##### 注意事項

- ・履歴事項全部証明書及び住民票の抄本については、申請日の直前3ヶ月以内のものを提出ください。
- ・住民票の抄本については、個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを提出してください。

○申請書類の提出部数 正本1部・副本1部(写し可)・・・押印は不要です。

○申請書類の提出先(登録の更新、変更の届出も同じです。)

県内に主たる営業所を有する者 → 主たる営業所の所在地を所管する県建設事務所総務課

県外に主たる営業所を有する者 → (本庁) 県土整備部 建設業課 建設業班

郵送の場合、証紙は貼り付けず、同封してください。

主たる営業所の所在地	提出先	住所	電話番号
桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	桑名建設事務所（総務課）	桑名市中央町5丁目7-1	0594-24-3661
四日市市、菟野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所（総務課）	四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿建設事務所（総務課）	鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
津市	津建設事務所（総務課）	津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所（総務課）	松阪市高町138	0598-50-0577
伊勢市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町	伊勢建設事務所（総務課）	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所（総務課）	志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-43-5125
伊賀市、名張市	伊賀建設事務所（総務課）	伊賀市四十九町2802	0595-24-8200
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所（総務課）	尾鷲市坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所（総務課）	熊野市井戸町371	0597-89-6142
県外	県土整備部建設業課	津市広明町13番地	059-224-2660

○登録の有効期間 5年間

※有効期間満了の日の30日前までに申請書類を提出しなければなりません。

なお、有効期間満了の日の3ヶ月前から更新の受付を行います。

5 登録を受けた後の手続き

1) 標識の掲示 【別記様式第7号】

建設リサイクル法第33条の規定により、営業所及び解体工事の現場ごとに、標識を掲げなければなりません。

別記様式第7号

← 35センチメートル以上 →		↑ 25 センチ メートル 以上 ↓
解 体 工 事 業 者 登 録 票		
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号	三重県知事（登一）第〇〇-〇〇号	
登録年月日	年 月 日	
技術管理者の氏名		

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

2) 帳簿の備付け 【別記様式第8号】

建設リサイクル法第34条の規定により、解体工事ごとに帳簿を作成し、請負契約に関する書類を添付しなければなりません。

これらの帳簿及び添付書類は、営業所ごとに備えるとともに、各事業年度の末日を持って閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

6 変更の届出 【別記様式第6号】・・・正本1部・副本1部（写し可）を提出してください。押印は不要です。登録事項に変更が生じた場合に、次の手続きが必要となります。

※変更があった日から30日以内に届け出なければなりません。

1) 商号、名称又は氏名及び住所の変更の場合

添付書類

- 個人の場合 住民票の抄本等
- 法人の場合 履歴事項全部証明書

2) 営業所の名称及び所在地の変更の場合

添付書類

- 履歴事項全部証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
- ※個人は添付不要です。

3) 法人である場合において、役員の氏名の変更の場合（就任・退任、改姓、役職名の変更）

添付書類

- ①履歴事項全部証明書
- ②新たに役員となる者がいる場合
  - ア) 誓約書 【別記様式第2号】
  - イ) 新たに役員となる者の調書【別記様式第4号】
  - ウ) 新たに役員となる者の住民票の抄本等

4) 未成年者である場合において、法定代理人の氏名及び住所（法人である場合は、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）の変更の場合

添付書類

- ①新たに法定代理人となった者に係る住民票の抄本等  
（法人の場合は、その履歴事項全部証明書及び、その役員の住民票の抄本等）
- ② " 誓約書 【別記様式第2号】
- ③ " 調書 【別記様式第4号】

5) 技術管理者の変更の場合

添付書類

- ①技術管理者が基準に適合することを証する書面  
（実務経験による場合には【別記様式第3号】を用いること。）
- ②技術管理者の住民票の抄本等

7 その他の届出

1) 廃業等の届出 【三重県規則 第1号様式】・・・正本1部・副本1部（写し可）を提出してください。

解体工事業を営む者が、次の表の左欄に該当することとなった場合、それぞれ右欄に定める者が、その日から30日以内に知事に届け出なければなりません。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
1 死亡した場合	その相続人
2 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
3 法人が破産により解散した場合	その破産管財人
4 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	その清算人
5 その登録に係る都道府県の区域内において解体工事業を廃止した場合	解体工事業者であった個人又は解体工事業者であった法人を代表する役員

**添付書類** 届出者が右欄に定める者であることがわかる書類の写し

- 2) 建設業の許可を受けた場合の通知 【三重県規則 第3号様式】・正本1部・副本1部(写し可)  
建設業の許可のうち、「土木工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれかの業種の許可を受けたときは、解体工事業の登録は効力を失います。  
その際、「通知書(三重県規則第3号様式)」を提出しなければなりません。添付書類 建設業の許可通知書の写し

**\*\* 技術管理者 の基準について \*\***

解体工事業を営む上で必要となる技術管理者とは、工事現場において解体工事施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、次のいずれかの基準に該当していることが必要です。

※「省令」とは、「解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)」のことをいいます。

1 次のいずれかに該当する者

- ①解体工事に関して、学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業後4年以上、または、同法による大学もしくは高等専門学校を卒業後2年以上の実務経験を有する者で、在学中に(注1)の学科を修めた者

<省令第7条第1項第1号イ該当>

- ②解体工事に関して、8年以上の実務経験を有する者

<省令第7条第1項第1号ロ該当>

- ③1級建設機械施工技士・2級建設機械施工技士(「第一種」又は「第二種」に限る。)  
1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士(「土木」に限る。)  
1級建築施工管理技士・2級建築施工管理技士(「建築」又は「躯体」に限る。)

<省令第7条第1項第1号ハ該当>

- ④1級建築士・2級建築士 <省令第7条第1項第1号ニ該当>

- ⑤職業能力開発促進法による技能検定(検定職種)

◇1級の「とび」もしくは「とび工」に合格した者

◇2級の「とび」もしくは「とび工」に合格した後、解体工事に関して1年以上の実務経験を有する者 <省令第7条第1項第1号ホ該当>

- ⑥技術士(「建設部門」に限る。) <省令第7条第1項第1号ヘ該当>

(注1) 定められた学科とは…

- 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）に関する学科
- 建築学 に関する学科
- 都市工学 に関する学科
- 衛生工学 に関する学科
- 交通工学 に関する学科

2 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は指定した講習を受講した者

- ①解体工事に関して、学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業後3年以上、または、同法による大学もしくは高等専門学校を卒業後1年以上の実務経験を有する者で、在学中に（注1）の学科を修めた者

＜省令第7条第1項第2号イ該当＞

- ②解体工事に関して、7年以上の実務経験を有する者

＜省令第7条第1項第2号ロ該当＞

指定講習…（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技術講習」

※（株）日本解体工事技術協会が発行した修了証も有効

（平成20年12月31日登録講習廃止）

3 国土交通大臣が指定する試験に合格した者 <省令第7条第1項第3号該当>

指定試験…（公社）全国解体工事業団体連合会が実施する「解体工事施工技士試験」

※（株）日本解体工事技術協会が発行した合格証も有効

（平成20年12月31日登録試験廃止）

4 国土交通大臣が、1～3に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者 <省令第7条第1項第4号該当>

(注1) 定められた学科とは…

- 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む）に関する学科
- 建築学 に関する学科
- 都市工学 に関する学科
- 衛生工学 に関する学科
- 交通工学 に関する学科